

第三編

大正
昭和
初期

第一章 地方改良計画

第一節 神奈川県地方改良会

三六 神奈川県地方改良会規則

神奈川県地方改良会規則

第一条 本会ハ神奈川県地方改良会トシ事務所ヲ神奈川県庁内ニ置ク

第二条 本会ハ各郡市ニ支部ヲ設ケ其事務所ヲ各郡市役所ニ置ク

第三条 本会ハ教育ニ関スル勅語及戊申詔書ノ聖旨ヲ奉体シ地方ノ

改良ヲ図ルヲ以テ目的トス

第四条 県内住民ハ何人ト雖本会会員タルコトヲ得

第五条 本会会員ハ地方改良ノ指導者トナリ他ノ模範ヲ以テ任スヘ

キモノトス

第六条 本会ハ毎年一回總會ヲ開キ各支部ハ毎年春秋二回支部總會

ヲ開ク

第七条 本会總會及支部總會ニ於テハ本会ノ目的ヲ達スル為メ講演

ヲ催シ又ハ協議会ヲ開クモノトス

第八条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長一名 副会長一名 支部長十三名 幹事若干名

第九条 本会ハ会長ニ知事副会長ニ内務部長支部長ニ各郡市長ヲ推

薦シ幹事ハ会長之ヲ囑托ス

第十条 会長ハ会務ヲ総理ス

副会長ハ会長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

支部長ハ支部ノ会務ヲ管理ス

幹事ハ会務ヲ掌理ス

第十一条 本則ニ定ムルモノ、外必要ナル事項ハ會長之ヲ定ム

決議按

一 各市町村ニ耆老会、戸主会、青年会、婦人会等ノ設置ヲ奨励シ

矯風奨善ノ実ヲ挙クルコト

(「地方改良会書類」(明治四三―大正九年) 大磯町役場蔵)

三七 神奈川県地方改良会中郡支部関係書類

(一一四)

(一)

中庶第二〇〇七号

照会

明治四十三年五月卅一日

中郡役所(印)

大磯町役場御中

地方改良会ニ関スル件

去ル廿一日町村長会同ノ際本県地方改良会員募集方ニ関シ郡長ヨリ
濱達相成候処右ハ公職ニ在ルモノ神官僧侶其他篤志者重立タル者等
夫々勧誘ノ上別紙様式ニ倣ヒ会員申込書ニ記名調印セシメ来ル六月
廿日迄ニ無相違回送方取斗可有之候

〔様式〕

申 込 書

私共義貴会ノ主旨ニ賛同シ入会任り度候間此段申込候也

明治四十三年 月 日

住所

氏 氏 氏 氏
名印 名印 名印 名印

神奈川県地方改良会

中郡支部長 白根鼎三殿

中庶第三三七六号

(一)

照 会

明治四十三年九月六日

中郡役所(印)

大磯町役場御中

地方改良会員ニ関スル件

本県地方改良会員申込ニ関シ予テ屢々照会置候処ヲ今該申込書回送
無之整理上甚タ差支居リ候条来ル十日限り無相違該申込書ヲ徴シ回
送可有之候

追テ本文申込ニハ予テ照会セシ如ク町村吏員職員学校職員神官僧
侶其他地方改良ノ指導者トナルベキモノヲ勧誘セラルベキ筈ニ付
遺漏ナキセラルベク為念申添候也

(二)

第七二七号

答 申

明治四十三年九月十六日

大磯町役場

中郡役所御中

地方改良会会員申込方ノ義ニ付数次御照会相成候処不在者若シクハ
本会ノ主旨ヲ誤解スルモノ有之シガ為メ遅延ニ相成候ニ付会員四十
六名ノ賛同ヲ得候間別紙申込書及御送付候也

申込書

私共義貴会ノ主旨ニ賛同シ入会任リ度候間此段申込候也

明治四拾参年九月拾六日

中郡大磯町大磯	全 全	中郡大磯町西小磯	全 全
中川 隣之輔(印)	長 島 漸 作(印)	小 見 忠 滋(印)	全 全
全 全 高麗	全 全 高麗	中 郡 大 磯 町 大 磯	添 田 喜 代 松(印)
曾根田 重兵衛(印)	片 野 佐 吉(印)	高 麗 邦 元(印)	全 全 大磯
全 全 大磯	中 郡 大 磯 町 大 磯	大 運 寺 島 田 良 彦(印)	全 全 大磯
郷 土 久 蔵(印)	加 藤 倉 吉(印)	山 梨 角 蔵(印)	全 全 高麗
全 全 全	全 全 全	慶 賢 院 土 屋 慈 霏(印)	全 全 全
片 野 類 蔵(印)	奥 山 良 助(印)	曾 根 田 長 三(印)	今 井 佐 太 郎(印)
全 全 全	全 全 全	全 全 全	全 全 大磯
鈴 木 儀 兵 衛(印)	平 井 左 一 郎(印)	善 福 寺 伊 藤 尚 孝(印)	小 卷 孫 太 郎(印)
全 全 全	全 全 全	全 全 大磯	全 全 全
青 木 金 五 郎(印)	官 代 謙 吉(印)	吉 川 服 太 郎(印)	土 屋 啓 蔵(印)
全 全 全	全 全 全	全 全 全	全 全 全
官 代 新 太 郎(印)	三 宅 藤 兵 衛(印)	渡 辺 竹 次 郎(印)	東 光 院 小 山 恵 洞(印)
全 全 全	全 全 全	全 全 全	全 全 全
荻 野 誠 一(印)	長 島 伊 之 助(印)	田 中 信 次 郎(印)	西 山 正 太 郎(印)
全 全 全	全 全 全	全 全 全	全 全 全

地福寺 福井雄正(印) 延台寺 平田要応(印)

全 全 全 同

杉岡 半右衛門(印) 妙昌寺 守屋宣智(印)

全 西小磯 全 西小磯

柳田 勇次郎(印) 添田 伝藏(印)

全 全 全 大磯

金竜寺 向井晃弁(印) 二宮長松(印)

全 大磯 大磯町大磯

柳川 喜太郎(印) 藤林 幸次郎(印)

全 全 全 全

妙輪寺 伊沢海寿(印) 妙大寺 飯久保 義学(印)

(四)

中庶第四〇九九号

照会

明治四十三年十月二十二日

中郡役所(印)

大磯町役場御中

地方改良会等三関スル件

来ル廿八日午前十一時大磯小学校ニ於テ本県地方改良会本郡支部発

会式挙行引続キ同日午後一時ヨリ同所又翌廿九日午後一時ヨリ伊勢

原小学校ニ於テ左記ノ講演有之候間其町村内改良会員へ無漏通知方

取計可有之候

追テ支部発会式へ出席スベキ会員数別紙支部長ヨリ直接案内セシ

モノ、出席人数ト併セテ取調へ来ル廿五日限り無遅滞申報可有之

候

一 講演会講師

内務省囑託 生江孝之

(欄外注記) 第八五八号 十月二十五日出席人員三十九名トナリ報告ス

(注) この資料に関する大磯町役場から地方改良会員宛の通知(十月二

十四日付)は省略。

(五)

中庶第四一〇〇号

照会

明治四十三年十月廿四日

中郡役所(印)

大磯町役場御中

地方改良会等三関スル件

第1章 地方改良計画

来ル廿八日午前十一時其町小学校内ニ於テ本県地方改良会本郡支部
発会式挙行引続キ同日午後一時ヨリ地方改良ニ関スル講演会開催致
度ニ付テハ当日同小学校ニ於ケル授業方便宜繰合セ相当準備方可然
取斗ラハレ候様致度此段及照会候也

(欄外注記) 即時学校へ本文之趣通知ス

(六)

中庶第四二五六号

通牒

明治四十三年十一月四日

中郡役所(印)

大磯町役場御中

地方改良会幹部会等ニ関スル件

来ル十一月八日及九日両日本県庁内県会議場ニ於テ大体別紙ノ順序
ニ依リ郡市長会及地方改良会幹部会開会相成候ニ就テハ両日共町村
長ノ来会ヲ希望ノ旨地方改良会長ヨリ申出ノ次第モ有之候趣其筋ヨ
リ通牒有之候奈町村長出席セラルベク若亦差支ノ場合ハ助役ヲシテ
必ず出席セシメラルベク候

順序 ○十一月八日 地方改良会幹部会 (下記ノ参会者出席)

一 午前十時一同着席

一 会長 教育勅語戊申詔書捧読 一同起立

一 講演 井上内務省参事官文部次官及視学官下岡農務局長及古
東農事試験場長下村郵便貯金局長

[以上目下臨場方申請中]

一 幻灯 [夜間]

一 参会者 郡市長 市参事会員 町村長 県會議員 郡會議長

横浜市會議員 県立学校長 宮司 寺院管長

○十一月九日 郡市長会

一 午前九時ヨリ十時迄

地方改良会幹部会協議 [郡市町村長出席]

一 協議

一 講演

以上右両日共弁当ノ準備アリ

(七)

第一一八八号

地方改良会参列方ノ件

来ル十月二十六日午前十時横浜市岡野町県立高等女学校ニ於テ教育

勅語 戊申 詔書捧読式及地方事業功勞者表彰式挙行引続神奈川

県地方改良会開会可相成尚当日式後講話会ヲ催サレ且場合ニ依リテ

ハ町村長ノ県外優良町村視察談モ有之筈ノ趣ニテ地方改良会員ハ全部参列候様其筋ヨリ申越候条可成御参列相成度及通知候也

追テ準備ノ都合有之候趣ニ付参列者ハ来ル廿一日迄ニ当役場ニ御申出相成度申添候

大正元年十月十九日

大磯町役場

地方改良会員

殿

中発第一号

大正二年一月廿三日

神奈川県地方改良会

中郡支部長 宗真彦(印)

神奈川県地方改良会中郡支部

大磯町幹事 長島漸作殿

会員増募ニ関スル件

本年度内ニ神奈川県地方改良会中郡支部総会開催可致候ニ就テハ此際際会員ノ増募ヲ謀リ度候間夫々勧誘ノ上来ル二月十五日迄ニ申込書取纏メ御回送有之度候

追テ申込書用紙十枚相添候申込ハ連名ニテ宜敷候若用紙不足ニ候ハ、便宜作成御取計相成度候

尚神職僧侶ハ特ニ入会ヲ希望候処往々ニシテ未ダ会員タラサル向有之候ニ付此際一人タリトモ遺漏ナク御勧誘相成度候尚勧誘ノ際ハ聊モ会費等ヲ要セサル義ニ付此趣旨貫徹候様御申合メ相成度候

ハ聊モ会費等ヲ要セサル義ニ付此趣旨貫徹候様御申合メ相成度候

大磯町役場

(九)

中改第四号ノ一

大正二年二月廿五日

神奈川県地方改良会

中部支部長 宗真彦(印)

大磯町 幹事長 島 漸作殿

副幹事 朝倉敬之殿

支部総会開会ノ件

来ル三月廿七日午前十一時ヨリ本郡尋常高等大磯小学校内ニ於テ本県地方改良会中郡支部総会開会左記ノ事項挙行候ニ就テハ御部内会員へ無洩通知ノ上可成多数出席候様御取計ヒ該出席人数ハ遅クモ来ル二十日迄ニ書面に着候様御回報相成度候
追テ当日ノ出席者へハ弁当ヲ呈シ候間是亦無洩御通知相成度候

第1章 地方改良計画

左記

- 一 午前 表彰 決議
- 一 午後 講演 講師内務省囑託

追テ地方改良会ハ会其モノ、性質上時間ハ寸分モ繰延致シ難クニ
付會員ハ十時迄ニハ必ス參着相成候様堅ク御申通ジ相成度候

(注) この資料に関する大磯町役場から地方改良会員への通知(三月四日付)は省略する。

(二)

神奈川県地方改良会中郡支部総会順序

三月二十七日午前十一時

- 第一振鈴 會員着席
- 第二振鈴 來賓着席
- 第三振鈴 知事閣下臨場
- 一 支部長開会ノ辞
- 二 国歌二唱
- 三 支部長詔書捧読
- 四 表彰
- イ 表彰者事績朗読

右記

- ハ 表彰状授与
- ニ 賞品授与

- 五 支部長郡長式辭
- 六 知事閣下告諭
- 七 來賓祝詞
- 八 受賞者総代答辭
- 九 決議

第四振鈴 休憩

午後一時 振鈴着席

- 十 講演
- 十一 支郡長閉会ノ辭
- 以上

決議案

- 一 各種納税ハ納期内必ス完納ヲ努ムルコト
 - 二 各種ノ集会ニハ時間ヲ励行スルコト
 - 三 地方改良会其他公益ノ集会ニハ奮ツテ出席スルコト
 - 四 奮ツテ青年会ノ改善發達ヲ計ルコト
- 大正二年三月二十七日提出

神奈川県地方改良会

中郡支部長 宗真彦

(一)

中改発第五号ノ一

大正四年三月十五日

神奈川県地方改良会

中郡支部長(印)

大磯町幹事殿

支部総会開会ノ件

来ル三月三十日午前十一時ヨリ本郡尋常高等大磯小学校内ニ於テ本
県地方改良会中郡支部総会開会左記事項挙行候ニ就テハ当日御出席
ハ勿論御部内会員へ無洩通知ノ上可成多数出席候様御取計ヒノ上其
出席人数ヲ来ル二十五日迄ニ無相違御回報相成度候

追テ当日ノ出席者へハ弁当ヲ呈シ候間其旨周知方御取計ヒ相成度
猶地方改良会ハ会其モノ、性質上時間ハ寸分モ繰延致シ難クニ付
会員ハ午前十時半迄ニハ必ス参着相成候様堅ク御申達相成度候

記

一 午前

表彰 決議

一 午後

講演

以上

(二)

中地発第参号

大正五年三月十六日

神奈川県地方改良会

中郡支部長 武田巖作(印)

大磯町幹事 白根鼎三殿

支部総会開会ノ件

来ル三月三十日午前十一時ヨリ本郡尋常高等大磯小学校内ニ於テ本
県地方改良会中郡支部総会開会左記事項挙行候ニ就テハ当日御出席
ハ勿論御部内会員へ無洩通知ノ上可成多数出席候様御取計ヒノ上出
席人数ハ幹事副幹事申合ハセノ上来ル二十四日迄ニ無相違御回報相
成度候

追テ当日ハ出席者へハ弁当ヲ呈シ候間其旨周知方御取計相成度猶
地方改良会ハ会其モノ、性質上時間ハ寸分モ繰延致シ難ク候ニ付

第1章 地方改良計画

會員ハ午前十時迄ニハ必ス參着候様堅ク御通知相成度候

左記

一 午前 表彰

決議

一 午後 講演

中地発第三号

大正六年三月二十日

(三)

神奈川県地方改良会

中郡支部長(印)

大磯町幹事殿

支部総会開会ノ件

来ル三月三十日午前十一時本郡尋常高等大磯小学校内ニ於テ本県地方改良会中郡支部総会開会左記事項挙行候ニ付テハ当日御出席ハ勿論御部内會員へ無洩通知ノ上可成多数出席候様御取計相成度尚準備ノ都合有之候間出席人員ハ幹事副幹事御申合セノ上本月二十五日迄ニ無相違御回報相成度候
追テ当日ノ出席者へハ弁当ヲ呈シ候間其旨御通知相成度候

一 午前 表彰

一 午後 講演

(欄外注記) 『副幹事ニ通知済』
(朱書)

中地発第一号

大正八年三月二十日

(四)

神奈川県地方改良会

中郡支部長(印)

大磯町幹事殿

支部総会開会ノ件

来ル三月三十日午前十一時ヨリ本郡尋常高等大磯小学校内ニ於テ本県地方改良会中郡支部総会開会左記事項挙行候ニ付テハ当日御出席ハ勿論御部内會員へ無洩通知ノ上可成多数出席候様御取計相成度尚準備ノ都合有之候間出席人員ハ幹事副幹事御申合ノ上本月二十七日迄ニ無相違御回報相成度候
追テ当日ノ出席者へハ弁当ノ用意有之候間申添候

記

一 午前 表彰

一 午後 講演

〔地方改良会書類〕(明治四三—大正九年) 大磯町役場蔵

三八 橘樹郡大綱村地方改良会等設置関係書類

来ル七月二十八日午後二時ヨリ高等大綱小学校ニ於テ左記ノ件追々
 国運發展ニ伴ヒ至急取極メ方其筋ヨリ通達有之候ニ付百事多端ノ季
 節ニ候ヘ共前記時間ニ後レザル様御出席相成度此段御通知申上候也

明治四十三年七月廿五日

大綱村長 磯部幸四郎

飯田助大夫殿

一 地方改良会ニ関スル件

一 戸主会設置ノ件

一 青年会設置ノ件

地方改良会ニ関スル件

今般本県ニ地方改良会ナルモノ組織セラレ之ニ関スル趣意書及規則
 書等ハ別紙^(脱)シ顧フニ社会百般ノ事物ニ於ケル改良進歩ハ時々刻々
 蹶々トシテ停止スル所ナシ然リ而シテ独リ地方改良ノコトニ至リテ
 ハ或ハ之レト伴随セサルヤノ観ナキ能ハサルハ実ニ遺憾トスル所ナ
 リ茲ニ神奈川県地方改良会ヲ興サレタルハ蓋シ世運ノ趨勢ニ鑑ミタ

ル所以ニ外ナラサルナリ然リト雖モ之レカ実績ノ見ルヘキモノナク
 シハ徒ラニ美名ヲ街フニ過キスシテ遂ニ世人ノ嘲笑ヲ招クニ至ルヘ
 シ局ニ当ルモノ、大ニ戒心ヲ要スヘキコトニ属ス今ヤ同会ノ成立ニ
 際シ振舌興廢一ニ各位ノ手腕ニ俟タサルヘカラス希クハ奮励努力以
 テ偏ニ本会ノ發展ヲ期シ先以テ左ノ事項ニ付着々進行セラレンコト
 ヲ望ム

一 公職ニ在ルモノ神官僧侶其他篤志者重立者等他ノ模範ヲ以テ任
 スヘキモノハ率先シテ会員タラシムルコト

一 郡ニ於テハ同会規則第六條ニ拠リ年内支部總會ヲ開クコト支部
 總會ニ於テ決定セル諸会ノ普及其他地方改良ノ事項ニ関シ協議ヲ開
 クコト

又同会発会当日決議ニ係ル耆老会戸主会青年会婦人会等ノ規約標
 準ハ別紙ニ在リ

神奈川県地方改良会規則 (略) ^(注)

(別紙)

何郡何村青年会規約標準

第一条 本会ハ教育会ニ関スル勅語并戊申詔書ノ聖旨ヲ奉体シ青年
 ノ親睦智徳ノ涵養体育ノ奨励風紀ノ振肅公共ノ振作公共心産業ノ
 發達ヲ企図シ忠君愛國ノ精神ト敬神念祖ノ觀念トヲ養成シ以テ勲

俊力行ノ公民タルヲ期スルヲ目的トス

第二条 本会ハ本町村内ニ居住スル年齢十五歳以上三十五歳ノ男子ヲ以テ組織シ何町村青年会ト称ス

本会事務所ヲ何小学校内ニ置ク

第三条 本会ニ支部ヲ置クコトヲ得

第四条 本会ハ第一条ノ目的ヲ達セムカ為左ノ事項ヲ実行スルモノ

トス

一 適當ノ方法ヲ以テ土地ニ適切ナル補習教育ヲ行フコト

二 図書縦覧所ヲ設クルコト

三 通俗講談会講習会品評会等ヲ開催スルコト

四 体育ノ為メ運動会擊劍柔術角力其他ノ競技ヲナスコト

五 本町内ニ於ケル耆老ヲ慰敬シ篤行者ヲ頌表スルコト

六 風紀ノ改善勤儉貯蓄ノ奨励其他本町村ノ發達ニ資スル施設ヲ

ナスコト

七 本町村事業ノ振興ニ協力シ殊ニ勞力ヲ要スルモノハ進テ其施

設ニ任スルコト

八 共同シテ試作苗代養蚕開墾植林等ヲ行フコト

九 會員ニシテ操行善良其ノ他感称スベキ行為アル者ハ表彰スル

コト

十 以上ノ外本会ニ於テ必要ト認ムル事項

第五条 會員ハ本会ノ費用ヲ分担スルノ義務アルモノトス

第六条 會員ニシテ本会ノ目的ニ反シ又ハ本会ノ体面ヲ汚スノ行為

アルトキハ戒告ヲ加ヘ其反省ヲ促シ又ハ除名スルコトアルベシ

第七条 本会ハ學識名望アル者本会ニ対シ功績アル者ヲ名譽會員若

クハ特別會員ニ推薦ス

第八条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一 総 裁 一名

一 會 長 一名

一 副會長 一名

一 評議員 若干名

一 幹 事 若干名

一 支部長 各支部一名

一 支部副長 全

一 支部幹事 全

第九条 總裁ニハ町村長ヲ會長ニハ小学校長ヲ副會長ニハ小学校長

若クハ上席教員ヲ推薦ス

評議員ハ會員ノ互選トス

幹事ハ會長之ヲ命ス

支部長 支部副長ノ推薦ハ支部会則ノ定ムル所ニ依ル

支部幹事ハ其ノ支部長之ヲ命ス

第十条 総裁ハ本会ヲ総理ス

会長ハ総裁ノ旨ヲ受ケ会務ヲ提理シ本会ヲ代表ス

副会長ハ会長ヲ補ケ会長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

支部長ハ会長ノ指揮ヲ受ケ支部一切ノ事務ヲ管掌ス

幹事ハ会長ノ指揮ヲ受ケ本会ノ庶務ニ従事ス

第十一条 役員ハ正当事由ナクシテ辞任スルヲ得ス

第十二条 評議員会ハ会長之ヲ招集ス評議會ニ於テハ本会重要ナル

事項ヲ議決ス

第十三条 本会ノ事業年度ハ四月一日ニ始メ翌年三月三十一日ニ終

ル

第十四条 本会ノ経費ハ會員ノ負担金寄付金其他ノ収入ヲ以テ之ヲ

支弁ス

第十五条 本会ノ財産ハ会長之ヲ管理ス

第十六条 本規約ノ追加改正ハ総集會ニ於テ會員半数以上出席シ其

過半数ヲ以テ決ス

戸主会規約標準

第一条 本会ハ何村戸主会ト称ス

第二条 本会ハ法令ノ周知産業ノ発達及公共心ノ振作ヲ図リ其他町

村自治ノ改良進歩ヲ促スヲ以テ目的トス

第三条 本町村住民ニシテ戸主タルモノハ総テ會員タルヘキモノト

ス

第四条 本会ハ毎年一月及臨時必要アルトキ總會ヲ開キ協議又ハ講

話講演等ヲ催スモノトス

第五条 本会ハ總會開會ノトキ耆老ヲ招待スルモノトス

第六条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一 会長 一名 一 副会長 一名

一 幹事 若干名

会長ニハ町村長副会長ニハ助役ヲ推薦シ幹事ハ会長之ヲ囑托ス

第七条 会長ハ会務ヲ掌理ス

副会長ハ会長ヲ輔佐シ会長事故アルトキハ之ヲ代理ス幹事ハ会務

ヲ掌理ス

第八条 本会ノ経費ハ寄付金及其他収入ヲ以テ之ニ充ツ

第九条 本規約ノ改正追加ヲ要スルトキハ總會ニ於テ決定ス

納税組合規約標準

第一条 本組合^(ハ脱)々々納税組合ト称ス

第二条 本組合ハ納税ノ便ヲ図リ其義務ヲ全ウスルヲ以テ目的トス

第三条 本組合ハ組合区域内ニ居住スル納税義務者ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条 本組合ヲ左ノ何組ニ分ツ

第一組 何々

第二組 何々

第五条 本組合ニ組合長一名各組ニ組長一名ヲ置ク

第六条 組合長ハ組長組長ハ組員ニ於テ之ヲ選舉ス

第七条 組合長組長ノ任期ハ一ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス

第八条 組合長町村長ヨリ納税告知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ

組長ニ交付シ組長ハ之ヲ組員ニ配付スヘシ

第九条 組員組長ヨリ納税告知書ノ配付ヲ受ケタルトキハ速ニ納税

準備ヲ為シ遅クモ納期三日前迄ニ其納金ヲ組長ニ提出スベシ

第十条 組長ハ組員全部ノ納金ヲ取纏メ納期二日前迄ニ之ヲ組合長

ニ送付スヘシ

第十一条 組長前条ノ期日迄ニ納金ヲ送付セサルトキハ組合長ハ二

回以上之ヲ督促シ納金前日ニ至ルモ仍送付セサルトキハ町村長ニ

報告シ併セテ之ヲ組合内ニ公示ス

第十二条 組合長ニ於テ各組長ヨリ受領シタル納金ハ期日当日迄ニ

町村役場ニ送致スヘシ

第十三条 組員中滞納者アリタル為メ納期前日迄ニ納金ヲ組合長ニ

送付スル能ハサリシトキハ組長ハ取纏メタル納金ヲ納期当日直接

町村役場ヘ送致スヘシ

第十四条 本規約ハ町村長ノ承認ヲ經施行スルモノトス爾後改正ノ

場合亦同シ

(神奈川縣橋樹郡農會書類) (明治四三年) 飯田助丸氏藏

(注) 前掲。

第二節 地方改良関係運動の实情

三九 中郡大磯町における地方改良運動の動向

(二一—四)

(一)

中庶第四二二五号

通知

明治四十三年十一月一日

中郡役所(印)

大磯町役場御中

寺院住職会合ニ関スル件

地方改良ニ関スル事項ヲ協議セシムル為メ来ル十三日午前十一時

大磯小学校ニ郡内各寺院住職ヲ会合セシメ候条同日同刻出頭候様其

町〔村〕内各寺院へ通知可有之候

追テ弁当等準備ノ都合有之候ニ付来ル九日迄ニ出席者ノ姓名取調
当庁へ報告可有之候

〔朱書〕
『中庶第四二一八号』

通知

明治四十三年十一月一日

中郡役所(印)

大磯町役場御中

大磯小学校使用ニ関スルノ件

地方改良ニ関スル事項ヲ協議セシムル為メ来ル十三日郡内各寺院住
職ノ会合開催候ニ付テハ同日其町大磯小学校ヲ使用致度候間此旨承
知可有之候

中庶第四三五号

照会

明治四十三年十一月九日

中郡役所(印)

大磯町役場御中

寺院住職会合ニ関スル件

本月一日中庶第四二一五号ヲ以テ来ル十三日大磯小学校ニ開催スル

郡内各寺院住職会合ニ出席者ノ姓名取調へ本日迄ニ報告方及照会置
候処今以テ何等報告無之準備上差支不尠候条直ニ取調報告可有之候

〔欄外注記〕第九〇八号 各宗寺院住職十名出席ノ答回答ス

中庶第四四一二号

通牒

(一)

明治四十三年十一月十五日

中郡役所(印)

大磯町役場御中

講話会ノ件

本月四日中庶第四三〇六号ヲ以テ及通牒候広村助役岩西健造氏講話
開会時刻午後一時トアルヲ午前十時ニ変更候条了知可有之候
追テ当日ハ弁当ノ準備有之候間是非承知可有之候
尚小学校長并ニ各寺院へモ本文ノ趣通知可有之候

中庶第四五九一号

照会

明治四十三年十一月卅日

中郡役所(印)

大磯町役場御中

講演集ニ関スル件

曩ニ内務省地方局編纂ニ係ル第一回地方改良講演集是迄老部〔上下二冊〕実費金壹円(運送料共)ヲ以テ配付相成居候処今回整算ノ結果老部ニ付金拾五銭ツ、ノ剩余ヲ生シ候ニ付テハ左記ノ通り返戻方該局取扱主任ヨリ申越サレ候条該領収証調理ノ上全員受領方当庁へ申出可有之候

一 金拾五銭 老部ノ代残

(三)

中庶第四六〇二号

通知

明治四十三年十一月卅日

中郡役所(印)

大磯町役場御中

報徳学講習会ニ関スル件

本郡内ノ各報徳社連合シテ本社ノ副社長兼訓導山田猪太郎氏ヲ聘シ来ル十二月六日ヨリ三日間岡崎村岡崎小学校内ニ於テ報徳学講習ヲ開催候ニ付テハ有志者ヲシテ可成聴講セシメ候様取斗可有之候

追テ講習時間ハ午前九時ヨリ午後四時迄ナリトス

拜啓愈御清穆奉賀候陳者東京市神田区一ツ橋通二十一番地報徳会発

行雜誌「斯民」ハ民風ノ作興ニ資スル目的ヲ以テ発行スルモノニシテ地方改良上裨益スルトコロ不尠義ト存候就テハ町村役場学校青年団体等ニ於テハ地方改良ニ関スル奨励費若クハ其他ノ経費ヲ以テ可成一般購読相成候様致度尚郡町村会議員神官僧侶其他重立者等購読者取纏メ該会へ申込致度希望ニ有之候間精々御勸誘ノ上其購読者来ル四十四年一月十日迄ニ御申越相成候様致度見本一部相添へ此段得貴意候

明治四十三年十二月廿八日

白根中郡長

中川大磯町長殿

追テ見本ハ別便ヲ以テ御送付候也

(欄外注記) 一月十三日斯民雜誌一部購読ノ旨ヲ回答ス

(四)

中庶第四九四六号

照会

明治四十三年十二月廿八日

中郡役所(印)

大磯町役場御中

各種公益団体ノ件

本年十二月末日現在ニ依リ地方改良ヲ目的トスル各種公益団体ノ名称所在地及其特徴等別表ハ夫々記入方其筋ヨリ照会有之候条取調記入ノ上来ル四十四年一月十五日迄ニ無相違回送可有之候

(欄外注記) 第九二号 二月二日別表之通報告済

(別表)

地方改良会ニ関スル団体調

団体名	大磯町 ^(マ) 成年会	山王町青年同志会	南本町納税組合	茶や町納税組合
創立年月日	四十二年三月	四十一年八月	四十三年一月	四十二年一月
会員数	百五十人	三十五人	五十二人	三十七人
事業ノ主ナルモノ	相互ノ利害得失及町振興ヲ図ル	青年ノ品行方正ニシ公益謀ル		

(五)

夜学校開始ニ付御届

今般大磯町有志ノ組織ニ係ル道交会員主催トナリ大磯町漁業者ノ子弟ニシテ義務教育ノ年齢ヲ経過セル者ニ簡易ナル読書算術習字其ノ他漁業ニ関スル知識ヲ授クル目的ヲ以テ夜学校ヲ開始候間左ノ方法ヲ記シ此段及御届候也

追テ御参考マテニ道交会規約書相添申候也

一 教場 中郡大磯町大磯千四百五十三番地東助右衛門方二階

- 一 時間 毎日曜日ヲ除キ毎日午後六時ヨリ九時マテ
- 一 月謝 徴収セス且ツ筆墨紙書籍器具ヲ支給ス
- 一 教授 道交会員各自分担
- 一 経費 経費ハ道交会員ノ醸金ヲ以テ支弁ス

已上

明治四十參年拾貳月七日

主催 道交会員

代表者大運寺住職 島田良彦(印)

大磯町長 中川隣之輔殿

大磯道交会規約

第一条 本会ハ大磯道交会ト称シ大磯町各宗寺院住職者並ニ有志者ヲ以テ組織ス

第二条 本会ノ事務所ハ大磯町北本町大運寺内ニ置ク

第三条 本会ハ会員相ヒ互ニ融和シ向上ノ思想ヲ養ヒ宗派ノ教義ヲ妨ケサル限リニ於テ合同布教ヲ為シ又地方改善ヲ籌ルヲ目的トス

第四条 本会ハ左ノ事業ヲ行フ

- 一 毎年四月合同シテ积尊降誕会ヲ举行スルコト
- 一 会員ノ協議ニ依リ夏期講習会又ハ講演会ヲ開催スル事

一 毎月一回通常会ヲ開キ交情ヲ温メ兼テハ地方改善ノ策ヲ講スル事

第五条 本会ハ会務ヲ処理スル為メ会員中ヨリ幹事一名ヲ選定ス

但シ幹事ノ任期ハ滿一ケ年トス

第六条 本会ノ会員ハ会費トシテ毎月金拾銭ヲ収ムル事

但シ第四条ノ第一項第二項ノ事業費ハ其都度一般有志者ノ喜捨

金ヲ以テ支弁スルモノトス

付則

第七条 本規約ノ増補更正ハ会員多数ノ協議ニ依リ改廃スルモノト

ス

已上

(六)

中庶第二〇八号

配付

明治四十四年一月廿三日

中郡役所(印)

大磯町役場御中

参考書類配付ノ件

客年十月本県地方改良会本郡支部発会式ヲ大磯小学校ニ於テ挙行ノ

際式場ニ揭示セシ町村財務及教育等ニ関スル参考書配布方町村ヨリ申出ノ向モ有之シニ依リ印刷ノ上左記ノ通り及配布候条一覽ノ上ハ

其役場及学校内衆人ノ看易キ場所ニ揭示方取斗ハルベク候

一 明治四十三年度町村歳入出予算一覽表

役場分歳入各一歳出各一

一 全年度町村税賦課々率一覽表

全一葉

一 全年度町村税及町村費負担一覽表

全一葉

一 最近十年町村税比較表

全一葉

一 最近十年戸数及人口比較表

全一葉

一 地方改良ニ関スル団体

全一葉

一 県税營業者町村別税額比較表

全一葉

一 町村及学校基本財産中現金並有価証券

役場分一
学校分一

一 小学校児童ノ出席歩合

全一葉

一 教員俸給平均町村比較

全一葉

一 各町村教育費ノ比較

全一葉

一 教育狀況一覽

全一葉

計 十八葉

(欄外注記) 学校ノ分二月二日送付ス

(七)

中庶第四四六号

照会

明治四十四年二月十八日

中郡役所(印)

大磯町役場御中

雑誌「斯民」配布ノ件

東京市神田一ツ橋通り二十一番地報徳社発行雑誌「斯民」ハ民風ノ作興ニ資スル目的ヲ以テ発行スルモノニシテ地方改良上裨益スルトコロ不勝義ト存シ候就テハ本日発行ノ分ヨリ毎月一部宛其〔町〕村青年会へ配布候条会員ニ輪説方取斗ワルベク候

(六)

中郡護国団概則

第一条 本団ハ中郡護国団ト称シ中郡各宗寺院住職及篤志者ヲ以テ組織ス

但シ寺院住職タルモノハ団員タルコトヲ辞スルヲ得ス

第二条 本団ハ本部ヲ当分大磯町地福寺内ニ置ク

第三条 本団ハ教育ニ関スル 勅語及戊申 詔書ノ聖旨ヲ奉体シ衆庶ノ健全ナル精神ヲ養成シ公德ヲ進メ地方事業ノ改良ニ資スルヲ目的トス

第四条 本団ハ前条ノ目的ニ達センカ為メ左ノ事項ヲ実行スルモノトス

一 毎月一回若クハ臨時ニ講談ヲ開催スル事

二 地方改良及感化事業ニ従事スル事

第五条 本団ノ団員ヲ左ノ三種トス

一 特別団員ハ本団ニ於テ推薦シ本人ノ承諾ヲ得タルモノ

二 名誉団員ハ本団ノ維持資金ヲ寄付シタル者

三 通常団員^(ハ脱)毎月会費トシテ金五銭ヲ納ムル者又ハ一ケ年金五拾

銭ヲ前納シタル者

第六条 団員タラントスル者ハ其旨地方幹事又ハ評議員ニ申告スベシ退団セントスル時モ亦同シ

第七条 本団ニ左ノ役員ヲ置ク

一 団長 一名 二 幹事 七名

三 評議員 廿七名

第八条 団長ハ郡長トシ幹事ハ総会ノ時団員中ヨリ選挙シ評議員ハ各一箇町村団員中ヨリ一名ヅ、選出スルモノナリ

但シ幹事ニシテ評議員ヲ兼ヌルコトヲ得

第九条 団長ハ団務ヲ統監シ幹事ハ団長ヲ補佐シ団務一切ヲ掌理ス評議員ハ重要ナル事項ノ協議ニ参与シ尚各自町村ノ団務ヲ担任ス

但シ会計員ハ当分幹事ノ内ニテ兼任ス

第十条 本団ノ役員ハ其任期ヲ一ケ年トシ総テ無報酬トス

第十一条 本団ノ経費ハ会費及寄付金ヲ以テ之レヲ支弁ス

第十二条 本団ハ毎年四月總會ヲ開キ前年度経費ノ決算及団務ノ報告ヲ為シ役員ノ改選ヲ為スモノトス但シ再選ハ妨ナキモノトス

第十三条 本則ニ定ムルモノ、外必要ナル事項ハ評議員会ニ於テ之レヲ改正増補スルコトヲ得

已上

中庶第八五二号

通牒

明治四十四年三月廿五日

中郡役所(印)

大磯町役場御中
小学校御中

改善感化等ニ関スル講演会ノ件

中郡護国団ハ日宗弘導会ト連合シ独逸協会及日宗大学講師高島平三郎氏ヲ聘シ左記日時場所ニ於テ改善感化ニ関スル講演会開催ノ趣ニ付成ルベク繰合ハセ参聴方取斗ハルベク候

記

三月廿六日正午ヨリ

曾屋小学校

全 全 午後七時ヨリ

平塚小学校

全 廿七日正午ヨリ

厚木小学校

(欄外注記) 一度通知ス

中庶第貳七六八号

通牒

明治四十四年八月四日

中郡長 白根鼎三(印)

大磯町長 中川隣之輔殿

町村相互視察ノ件

客月十日中庶第二三八二号ヲ以テ町村相互視察ニ係ル視察員ニ選定

候趣及通牒置候処右視察月日町村等左記ノ通り決定相成候条承知可

有之候

追テ視察員ハ各自便宜ノ方法ニ依リ指定日午前九時迄ニ視察スベ

キ町村役場ニ到着シ全員ノ集合ヲ待チテ視察ヲ開始セラル、管ニ

可有之候

八月七日 足柄上郡 大磯町長
共和村

八月八日 南足柄村 大磯町長

視察スベキ事項

- 一 町村内ノ狀況
- 二 事務整理ノ狀況
- 三 徵稅ノ方法及狀況
- 四 財産増殖及保管ノ狀況
- 五 町村事業振興ノ狀況
- 六 民業ノ奨励及發達ノ狀況
- 七 民風作興及改善ニ関スル各般ノ施設及其狀況

中庶第二八九一号

通牒

明治四十四年八月十八日

中郡長 白根鼎三(印)

大磯町長殿

講演会ニ関スル件

本郡主催五郡連合報徳主義ノ講演会ヲ左記要項ニ依リ開催候ニ付テハ部内報徳社員并地方改良会員其他篤志者可成多数出席候様勧誘ノ上該出席人員来ル廿三日限り無相違回報可有之候

追テ開会当日ハ昼食トシテ握飯ノ設備有之候条承知可有之候

左記

- 一 開期及開会時刻 八月廿五日全廿六日ノ二日間午前九時開会
- 一 会場 尋常高等平塚小学校
- 一 講師 報徳社駿遠両派ヨリ各一名ツ、其他官辺ニ縁故アルモノ若干

中庶第二九四二号

照会

明治四十五年六月廿四日

中郡役所(印)

大磯町役場御中

地方改良講習会之件

来ル七月八日ヨリ十七日迄十日間本県立高等女学校(横浜市岡野

町)内ニ於テ左記方法ニ依リ地方改良講習会開会相成候ニ就テハ出

席者精々勧誘ノ上其職氏名来ル六月三十日迄回報可有之候

追テ本件ノ講習会ハ最モ有益ノモノト認メ候ニ依リ一町村少クト

モ一名以上出席候様取計ハルベク且本文日限迄ニ何等回報無之向

ハ出席者ナキモノト看做スベク候

記

第1章 地方改良計画

一 講習科目 市制町村制 自治ノ経営訓練 財務整理 統計

教育 公有林野整理 産業奨励 衛生

一 講習ハ凡ソ毎日午前八時ヨリ午後二時迄ノ間ニ於テ五時間トス

一 講師ハ内閣及本省其他本県事務官技師又ハ属ニ嘱託ス

一 時間ノ都合ニ依リ時々各自ノ経営談ヲ為スコトアルベシ

一 出席者ハ郡市書記市町村吏員其他篤志者トス

一 左記旅館ニ対シテハ一泊五十銭位ニテ宿泊方交渉済ニ付希望者

ハ予メ申出シメラレ度

平沼町四丁目 駒本館

花咲町〔紅葉坂下〕紅葉館

(四)

中発第一四五〇号

大正元年八月廿四日

大磯町長 長島漸作殿

地方改良ニ関スル施設報告ノ件

当役所楼上ヲ区画シ地方改良室ヲ設ケ各町村ニ区別シ其設備目下着手中ニ付之ニ排列シ置クノ必要有之候条其町村ニ於テ設備セル改良事項ハ細大洩サズ報告有之度又今後モ其時々報告相成度候但一部ハ

中郡長 宗真彦(印)

県庁ニモ進達ノ必要有之候間成ルベク二部以上送付有之度候

追テ右ニ関連スル写真モ同様送付相成度候

第二〇二号

大正二年二月廿七日發議
大正二年二月廿七日發送

主任(印)

報告

年月日

大磯町役場

中郡役所御中

地方改良施設団体調査ノ件

本月廿四日中発第二三二二号ヲ以テ御照会相成候地方改良事項資料

ニ関スル団体等取調候処左記ノ通りニ有之候条比段報告候也

大磯婦人会〔基督教信徒ノ組織ニシテ慈善事業ヲ目的トス〕會員

十一名

大磯道交会〔大磯町各宗寺院住職並ニ有志者ヲ以テ組織セルモノ

ニシテ布教並ニ地方改良ヲ籌ルヲ目的トス〕會員十

七名

中第九八六号

大正四年三月八月發議
大正四年三月八日發送

町長(印) 助役(印) 主任(印)

回報 大磯町役場

年月日

中郡役所御中

地方改良事蹟取調ノ件

本月三日付中発第二三〇六号ヲ以テ御照会相成候首題ニ係ル事項取調左記ノ通り及回報候也

記

- 一 統一青年会 老 会員八百五十九人
- 二 支部青年会 拾四
- 三 学齡児童保護会 老
- 四 納税組合 ナシ
- 五 勤儉貯蓄組合 貳
北下町ニ自彊組合 組合員三十二人
神明町ニ明治記念神明町貯金組合 組合員三十人
- 六 仏教護国団 老
- 七 処女会 ナシ
- 八 婦人会 老 会員四百十二人
- 九 戸主会 ナシ
- 十 敬老会 常置ノモノナシ毎年一回町有志青年団婦人会ト共

同シテ開ク
十一 矯風会 ナシ

大正四年五月改定

綱領及会則

大磯山王町 同志会

宣言

抑モ我ガ山王町同志会ハ明治四十年設立以來協同一致能ク幾多ノ難苦ニ堪ヘ青年ノ風紀ヲ改善シ公共ノ為メニ勞ヲ尽シ今ヤ其基礎累々定マリ父老ノ信益々厚ク聊カ社会ニ認メラル、ニ至リシハ同志一同ノ陰カニ会心スル所然リト雖モ将来国家ノ中堅タルベキ我等青年同志ハ一日モ小康ニ安ンズルヲ許サズ益々鞭撻努力シ日本帝国ノ世界ノ地位ニ鑑ミ元氣ヲ鼓舞シ大国民タルノ氣力ヲ旺盛ニシ同時ニ世運ノ進歩ニ伴フテ各自人格ノ修養ニ力メザル可カラズ依テ我ガ山王町同志会ハ今秋畏クモ举行セラルベキ振古ノ御大典タル御即位式ヲ紀念トシテ茲ニ一大改正ヲ断行シ誠心誠意以テ同心協力シ初志ヲ貫徹センコトヲ期ス

大正四年五月二十五日

綱領及規約

山王町 同志会

会 則

第一章 組織及び名稱

本会ハ教育勸語並ニ戊申詔書ノ聖旨ヲ奉戴シ忠君愛國ノ精神ト敬神念祖ノ觀念ヲ養成シ規律節制ヲ格守シ服從協同ノ德義ヲ重ンジ勤儉力行智徳涵養社会風紀ノ改善公共心振作町内親睦産業ノ發達ヲ企図シ苟モ怯懦退嬰ノ氣風ハ専心排除センコトヲカム

第一条 本会ハ大磯山王町ニ在住スル十五歳以上四十歳以下ノ男子ヲ以テ組織ス

第二条 本会ハ大磯山王町同志会ト称ス

第二章 手段

第三条 本会ハ主義規約ヲ貫徹センガ為メ左ノ諸項ヲ嚴行ス

第一 時間ノ約束ヲ嚴守スベキコト

第二 常ニ会ノ一員タルヲ忘レズ個人及ビ会ノ名譽ヲ重ンジ我意放縱ノ行為ニ流レザルコト

第一 町内青年ハ勿論一般ノ風紀改良ヲ図リ勤儉貯蓄ヲ奨励シ衛生思想ノ普及ニ力ムルコト

第三 各自ノ職務ヲ忠実ニシ勤儉尚武ノ風ヲ貴ビ向上進取ノ意氣ヲ振作スルコト

第二 町内ノ發達振興ニ資スル事業ニハ進んで協力補助シ以テ其ノ目的ヲ達セシムルコト

第四 日常ノ使用品及ビ衣食住ハ凡テ質素ヲ主トシ苟モ浮華淫靡ニ流ル、ノ行為ハ避クベキコト

第三 町内ニ於ケル耆老ヲ時々招待シテ之レヲ慰敬シ幼年者ニ対シテハ常ニ其行為ヲ監督教導シ善行者アラバ頌表スルコト

第五 実践躬行廉耻ヲ重ンジ長上ヲ敬ヒ朋友ニ信ナルベキコト

第四 本会會員中疾病或ハ天災ノ為メ困苦者アラバ適當ノ処置ヲ採リテ之レガ慰安救助ノ途ヲ講ズベキコト

第六 人ニ対シテハ温良親切ナルベク進んで人ノ難ニ趣キ好んで公共ノ事ニ尽スベキコト

第五 本会々員中結婚又ハ死者アル時ハ鄭重ナル祝詞吊詞ヲ送り會長或ハ代理人ヲシテ參列セシムベキコト

第七 衛生ヲ重ンジ各自ノ健康ヲ図リ相互戒慎シテ操行ヲ正シフスベキコト

第六 本会々員中入營或ハ除隊ノ士アルトキハ全會員ハ必ず出席シ嚴肅ナル送迎ノ式ヲ行フベキコト

以上